

平成 25 年 3 月 29 日

規制改革会議議長

岡 素之

## 規制改革会議の活動報告(3月後半)

### 1. 3/21(木)規制改革会議

#### ◆ 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等からの提案をインターネット等で常時受け付けるホットライン設置。

⇒ 別紙の内容により、3/22(金)内閣府HPに受付窓口を開設

内閣府 HP [https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0009.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html)

#### ◆ 最優先案件

##### 1) 石炭火力発電に対する環境アセスメント

前回会議(3/8)の環境省・経産省ヒアリング内容を踏まえた論点整理をベースに審議を行い、次回の会議にて、当会議としての見解を取り纏めの予定。

##### 2) 保育

- ・「向こう2年間で待機児童ゼロ」を当会議の目標に掲げ、審議を開始。
- ・厚労省ほか関係府省、自治体(横浜市等)・事業者へのヒアリングを実施。
- ・保育のテーマ特性を踏まえ、本会議の審議を効果的・効率的に進めるため論点整理等を行う「保育チーム」を設置。

##### 3) 一般用医薬品のインターネット等販売

- ・当会議の見解は、3/8 規制改革会議で取り纏め、厚労省に提示済み。
- ・引き続き、国際先端テストの切り口から厚労省の対応をフォローアップ。

### 2. 分野別ワーキング・グループ(WG)

- ・4つのWG(健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等)にて、それぞれの検討の視点を確認の上、6月末までの優先項目を定め、3月上旬から本格稼働開始。
- ・立ち上げ当初は、関係府省・事業者等へのヒアリングを通じて、改革項目の確認・検証作業を実施。

以 上



## 「規制改革ホットライン」の設置について

### 1. 趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進める上において、広く国民や企業等から提案をいただくことは大変に有意義である。このため、規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」を設置する。

その他、規制改革に関する提案の集中受付期間を設ける。

### 2. 提案の取扱いについて

提案されたものは内閣府規制改革推進室において事実関係等の確認及び精査を行ない、検討要請項目を選定し、随時、所管省庁に対し検討要請を行うとともに、直近の規制改革会議にその旨の報告を行う。

### 3. 規制改革会議等との連携について

所管省庁からの回答については、適宜「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）に報告する。このうち、更に精査・検討を要すると認められるものについては、必要に応じ「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）において対応する。

### 4. 開始時期について

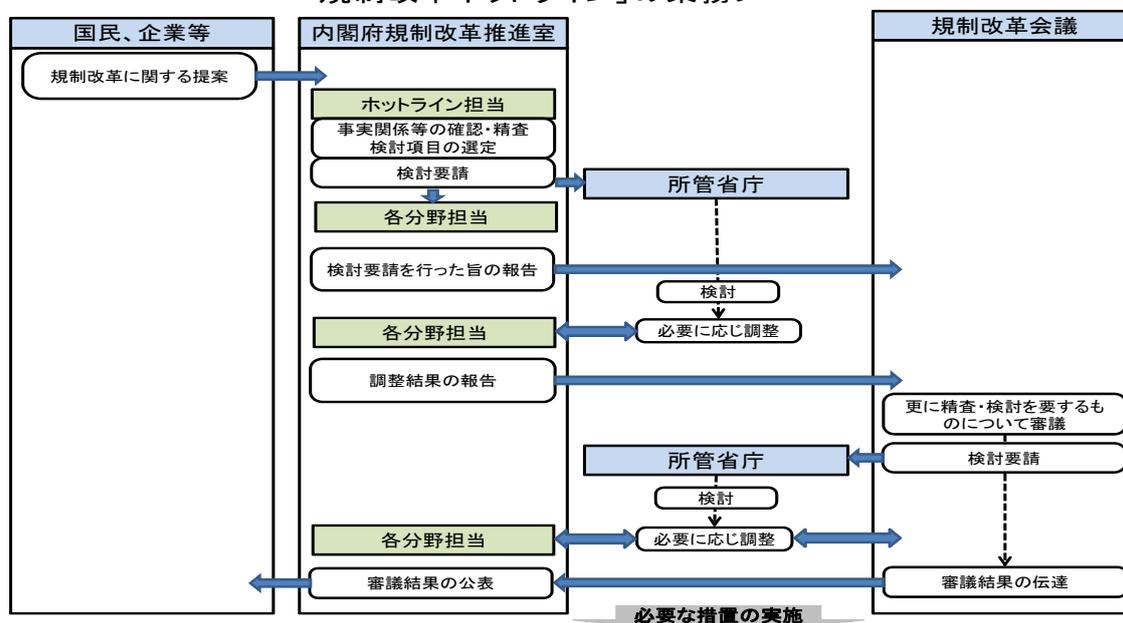
常時受付は、平成 25 年 3 月 22 日より開始。

### <参考>

「規制改革ホットライン」設置については内閣府規制改革会議のホームページに受付窓口を作成するとともに「新着情報」にも掲載。

さらに、内閣府トップページの「最近のトピックス」にも掲載。

「規制改革ホットライン」の業務フロー



必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

- 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。  
使用された場合、一部特殊文字は規則に従い、自動的に置き換えて受信を行います。  
あらかじめ御了承ください。(詳細は「[置き換え規則について](#)」を御覧ください。)

1 内容入力

2 確認

3 完了

○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめください。)

※必須

○提案の視点

※必須

- 行政手続きの簡素化・迅速化  基準や要件の見直し
- 規制・制度の撤廃や見直し  その他

○提案の具体的内容

(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

※必須

○提案理由

(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

※必須

○根拠法令等

○提案主体名(会社名・団体名)

(個人の場合は「個人」と記入してください。)

※必須

○制度の所管省庁

(複数選択も可)

- 内閣官房  人事院  内閣府  宮内庁  公正取引委員会  警察庁
- 金融庁  消費者庁  総務省  法務省  外務省  財務省
- 文部科学省  厚生労働省  農林水産省  経済産業省  国土交通省
- 環境省  防衛省  不明

○会社名・団体名の公表の可否

※必須

- 公表
- 非公表

○提案主体分類コード

○提案者氏名(非公表)

(会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。)

※必須

○電話番号(非公表)

※必須

○電子メールアドレス(非公表)

※必須

▶▶ 内容確認画面へ進む